

会計大学院評価基準要綱 令和2年3月31日改訂新旧対照表

新（令和2年3月31日改訂）	旧（平成29年11月30日改訂）
<p>第2章 教育内容</p> <p>2-1 教育内容</p> <p>教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。</p> <p>解釈指針2-1-1-1</p> <p>会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。</p> <p>教育課程は、各会計大学院が養成するべき会計職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに、<u>会計分野を取り巻く状況に配慮し、産業界と連携しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて編成する。</u></p>	<p>第2章 教育内容</p> <p>2-1 教育内容</p> <p>教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。</p> <p>解釈指針2-1-1-1</p> <p>会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。</p> <p>教育課程は、各会計大学院が養成するべき会計職業人の理想像を明確にし、その理想像にふさわしい教育内容をもとに編成する。</p>
<p>解釈指針2-1-1-2</p> <p><u>会計大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、専門職大学院設置基準第六条の二に掲げる者をもって構成する教育課程連携協議会を設けるものとする。</u></p>	(新設)
<p>第4章 成績評価及び修了認定</p> <p>解釈指針4-2-1-3</p> <p><u>在学期間の短縮を行っている場合、その固有の目的に照らして十分な成果が得られるように配慮したうえで、その基準・方法を定め、学生等に対してあらかじめ明示して周知を図るとともに、その基準・方法を公正かつ厳格に運用すること。</u></p>	<p>第4章 成績評価及び修了認定</p> <p>(新設)</p>

<p>第5章 教育内容等の改善措置</p> <p>5－1 教育内容等の改善措置</p> <p>5-1-1</p> <p>教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、<u>教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて、</u>組織的かつ継続的に行われていること。</p>	<p>第5章 教育内容等の改善措置</p> <p>5－1 教育内容等の改善措置</p> <p>5-1-1</p> <p>教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。</p>
---	--